

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)の修正に対する
パブリックコメントの結果について

○募集期間 平成25年2月25日(月)～3月11日(月)

○寄せられた意見 2件 (防災業務の経費に関して2件の意見)

番号	意見内容(要旨)	県の考え方
1	原子力防災に関する計画や訓練等に必要経費は、国の予算によるものなのか。	地域防災計画の策定、防災資機材の整備、防災訓練等の実施など、原子力防災に関する直接的な経費等については国の予算により手当しております。
2	原子力防災に関する経費については原子力発電を止めれば必要ない経費である。こうしたものは電力会社が自己負担で行うべきであるが、なぜ税金を使うのか。	発電所における原子力災害の発生防止等の経費は、原子力事業者が負担しています。 一方、原子力災害についても一般災害と同様に、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づいて、行政が防災対策を講じることとされており、必要な経費は基本的に国等が負担しています。